

# 消費税・石油石炭税の増税に伴うガス料金改定のお知らせ

4月1日より開始されます消費税（地方消費税含む）の引き上げ、および石油石炭税の増税による家庭のお客さまのガス料金の料金改定について、下記のとおりお知らせいたします。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. ガス料金

消費税につきましては、2014年3月31日以前から継続してガスをご使用いただいておりますお客さまにつきましては、4月中の定例検針分まで消費税5%の料金を適用し、それ以降に発生するガス料金より消費税8%を適用いたします。

一方、2014年4月1日以降にガスのご使用を開始されたお客さまは、4月検針分より消費税8%を適用いたします。

また、石油石炭税の増税分<sup>※</sup>につきましては、6月からのガス料金の基準単位料金に加算させていただきます。  
<sup>※</sup>1立法メートルあたり、0.53～0.54円（税抜）

<下図をご覧ください>

### 2. ガス機器などの現金標準価格

2014年4月1日以降は、消費税8%を適用いたします。

上記の商品・サービス以外につきましても、改正後の消費税法・地方税法に基づき、適切な消費税率を適用させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

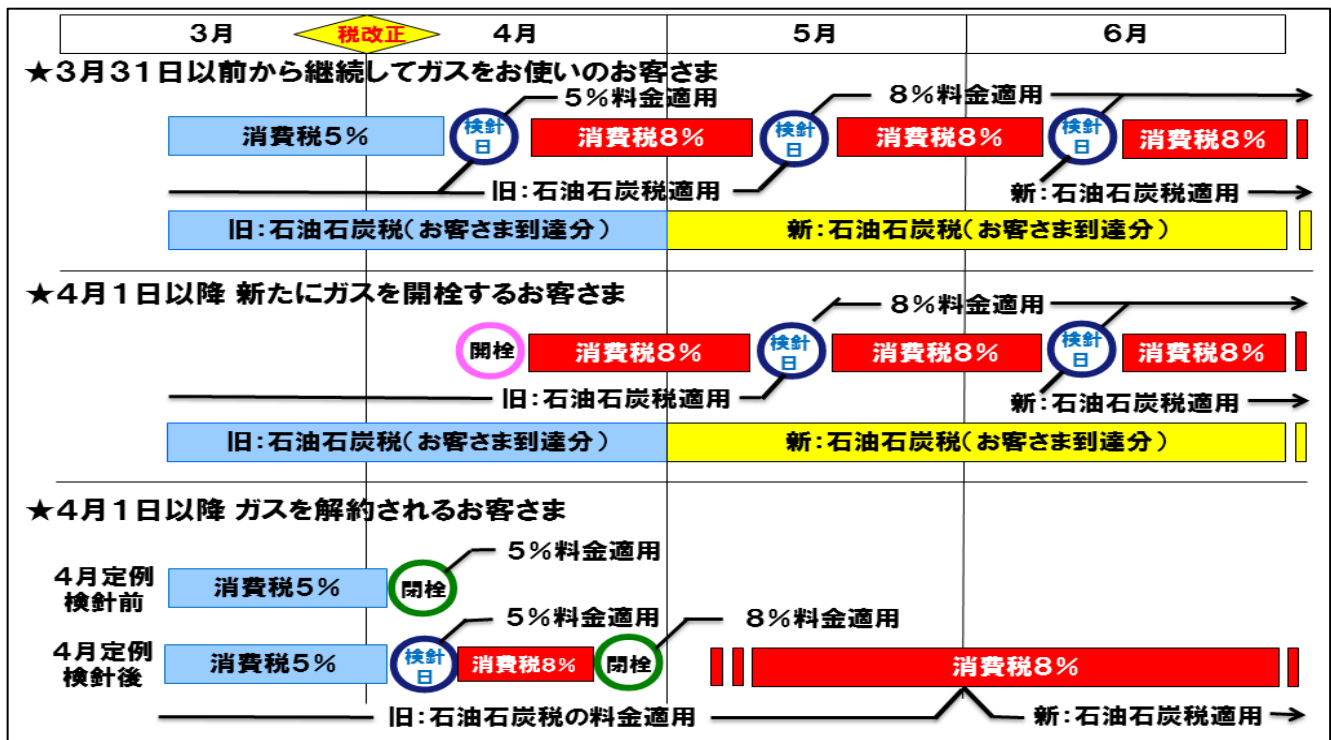


図. ご使用状況別の消費税・石油石炭税の適用